

おおさか 掲示板



編集 / 大阪市政策企画室 ☎06-6208-7251 FAX06-6227-9090
〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
面積……223.00km² 人口……2,687,456人 世帯数……1,365,111世帯
平成27年2月1日現在(推計)

5月17日(日)は大阪市における特別区の 設置についての住民投票の投票日です

特別区の区割りや名称など、特別区設置協議会でとりまとめた特別区設置協定書が、大阪市会と大阪府議会で承認されたことをうけ、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づき、特別区設置の賛否について住民投票が行われることになりました。

今回の住民投票は

投票者数に関わらず成立し、有効投票の過半数の賛成があった場合には、大阪市が廃止され、新たに5つの特別区が設置されることとなります。

有権者の皆さんが大阪市のあり方を直接決める投票となります。必ず投票しましょう。

投票できる方

日本国籍を有し、区役所の住民基本台帳に登録されている方で、平成7年4月13日までに生まれ、平成27年1月2日までに大阪市内へ転入し、その届出をされた方。

期日前投票・不在者投票

期間 ▶ 4月28日(火)～5月16日(土)までの毎日 (8:30～20:00)

ただし、一部投票時間の異なる期日前投票所があります。

投票日当日、仕事やレジャー等の予定のある方は、選挙人名簿登録地の区役所等で期日前投票ができます。

なお、出張等の都合により期日前投票ができない方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で不在者投票ができます。詳しくは下記の問い合わせ先にお問い合わせください。

投票案内状について

告示日(4月27日)以降に、投票案内状を世帯ごとにまとめて封書で送付しますので、ご自身の投票案内状を投票所へお持ちください。

※投票案内状がなくても投票はできますので、受け付けの係員にお申し出ください。



協定書の閲覧について

協定書は、次の場所で閲覧できます(平日9:00～17:30)。

- ・行政委員会事務局選挙部事務室(大阪市役所地下1階)
- ・各区選挙管理委員会(詳しくは各区役所にお問い合わせください)